

Ⅲ 条例素案

【条例を制定する理由】

幸せを感じることは、生活への活力を引き出し、こころと体の健康を保ち、より充実した人生をもたらします。

そして、全ての市民が幸福であることは、自治体が目指すべき理想の姿です。

本市では、この理想の姿を目指すため、いち早く幸福実感（ウェルビーイング）を重視した市政運営を始めました。

越前市民の幸福実感（ウェルビーイング）を市政運営の中心に置き、市全体で、また、市民や市内の様々な団体と共に政策を進めることで、最も効果的に市民の期待に応え、越前市の魅力を高め、より良い越前市を次の世代に引き継ぐことができます。

越前市民の誰もが幸福を実感し、笑顔で暮らせる越前市を目指し、日々進化し続けるため、その礎としてこの条例を制定したいと考えています。

1 基本となることを定める部分

1-① 条例の目的

- ・この条例は、全ての越前市民が生き生きと生活し、幸福をより実感できる越前市を目指すため、市が行う政策や取組みについての基本的な考え方と方向性を定めるものです。
- ・そして、それらを定めることにより、効果的に市民の期待に応え、越前市の魅力を高め、越前市民の幸福実感を高めていくことを目的としています。

1-② 用語の解説

| | |
|--------------|--|
| 越前市民 | 越前市内に住んでいる人、越前市内で働いている人、及び越前市内の学校に通う人のことをいいます。 |
| 越前市内の団体 | 主に越前市内で活動する団体のことをいい、越前市内に事務所を持つ企業などの法人を含みます。 |
| 幸福実感 | 日々の生活において幸福を感じている状態のことをいいます。なお、この状態は、「ウェルビーイング」と呼ばれることがあります。 |
| 幸福実感のふるさとづくり | 全ての越前市民が生き生きと生活し、幸福をより実感できる自治体を目指して市が進める政策や取組みのことをいいます。 |
| 越前市 | 人が暮らすまちとしての越前市のことをいいます。 |
| 市 | 越前市の行政組織のことをいいます。 |

1-③ 基本的な考え方

幸福実感のふるさとづくりは、次の基本的な考え方に沿って行います。

- (1) 越前市民一人ひとりが生き生きと生活し、幸福をより実感できる越前市を目指して行います。
- (2) 年齢、性別、国籍、障がいの有無などに関わらず、誰一人取り残されない越前市を目指して行

います。

(3) 越前市民の幸福を追求する権利を守り、尊重しながら進めます。

(4) 地域の特性に配慮し、地域の特色を生かしながら進めます。

1-④ 市民の権利

- ・越前市民は、越前市で生き生きと生活し、幸福を追求する権利を持ちます。

1-⑤ 市の役割

- ・市は、越前市民の幸福を追求する権利を守り、越前市民の幸福実感を高めるために必要となる政策や取組みを進めます。
- ・より効果的に越前市民の幸福実感を高めるため、市は、幸福実感のふるさとづくりの基本的な考え方（※1-③を参照）に基づきながら、この条例で定める取組みの方向性に沿って総合的かつ計画的に政策や取組みを進めます。

1-⑥ 市民や市内団体との協働

- ・市は、幸福実感のふるさとづくりの基本的な考え方を越前市民や越前市内の団体と共有し、協力し合いながら幸福実感のふるさとづくりを進めます。
- ・越前市民や越前市内の団体は、全体の幸福実感が高まるように、越前市民それぞれが持つ幸福を追求する権利を互いに尊重するように努めます。

2 取組みの方向性について定める部分

2-① 安全で安心に住み続けられる地域づくり

- ・市は、越前市民がより安全に、より安心して生活することができるように、住みやすく災害に強いまちづくりや安心して住み続けられる地域づくりなどを進めます。

2-② 健やかなくらしづくり

- ・市は、越前市民が心身ともに健康でいられるように、健康長寿のための取組みを進めます。また、福祉サービスや社会におけるセーフティネット（安全を守るための仕組みをいいます。）の充実を図ります。

2-③ 魅力的で活力のある地域づくり

- ・市は、地域産業の活性化やスポーツ・文化の振興などの取組みを通じて、市の魅力を高めます。また、これにより、人が集う、元気と活力に満ちた自治体を目指します。

2-④ 充実した子育て・教育環境づくり

- ・市は、越前市民が安心して子どもを産み、育てられる環境づくりを進めます。また、未来を担う子ども達が夢を持って健やかに育つことができるように、より良い学びの環境を提供します。

2-⑤ 支え合い、助け合える地域づくり

- ・市は、地域の自治を支援します。
また、地域の人々がつながりを深め、お互いに支え合い、助け合える環境づくりを進めます。

2-⑥ 居場所づくりと舞台の提供

- ・市は、越前市民一人ひとりが自分らしくいられる居場所づくりを進めます。
また、越前市民一人ひとりが自分らしく活躍できる場や機会を提供します。

3 取組みの進め方について定める部分

3-① 対話の尊重

- ・市は、幸福実感のふるさとづくりが越前市民一人ひとりに根付いたものとなるように、積極的に越前市民や越前市内の団体との対話の機会やその意見を把握する機会を設けます。
また、越前市民や越前市内の団体に対して、市の持つ情報を広く発信します。

3-② 具体的な取組みへの反映

- ・市は、総合計画（市の行政を総合的かつ計画的に運営するために作られる、市の最上位の計画をいいます。）などの市の政策の基本となる計画を作るときは、幸福実感のふるさとづくりの基本的な考え方を尊重します。
- ・市は、具体的な取組みを考え、実行する際には、越前市民の幸福実感を高められるように努めます。
- ・市は、越前市民の幸福実感の高まり具合を知ることが市の政策や取組みを進める上での道しるべとなることから、政策や取組みの効果的な実現のために、越前市民のニーズや幸福度の把握に努めます。

3-③ 未来につながる市政運営

- ・市は、将来にわたって越前市民の幸福実感を高めていけるように、創意工夫を行い、健全な財政運営を進めます。
- ・市は、将来にわたって越前市民の幸福実感を高めていけるように、市の政策や取組みの担い手である人材の確保と育成に努めます。
また、市の政策や取組みを担う人材が生き生きと活躍できる行政運営を行います。